京都市告示第３８８号

身体障害者福祉法第１５条第１項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

令和４年１０月３日

京都市長　門　川　大　作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
垣田　寛人	（医）清仁会　シミズ病院	脳神経外科	肢体	音声・言語
清水　史記	（医）清仁会　シミズ病院	脳神経外科	肢体	音声・言語
清水　幸夫	（医）清仁会　シミズ病院	脳神経外科	肢体	音声・言語
清水　幸夫	（医）清仁会　洛西シミズ病院	脳神経外科	肢体	音声・言語

＊障害区分の視覚又は聴覚については、診療科目が眼科又は耳鼻咽喉科以外の場合、腫瘍や神経疾患等による視力喪失者又は聴力喪失者の診断に限る。

（地域リハビリテーション推進センター企画課）